

証券コード 7069
2022年11月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長 高 村 彰 典

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権行使をすることができます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が喫緊の社会的課題となっておりますが、こうした状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネットによる、事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月13日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年12月13日（火曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、5～6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月14日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階ボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項は、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cyberbuzz.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「使用人の状況」
- ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ④連結計算書類の「連結注記表」
- ⑤計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑥計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## ＜新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について＞

- ・株主総会へのご出席を予定又は検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日現在の国内の流行状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。
- ・会場の入り口付近で、手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、検温をさせていただき予定としており、発熱を確認された場合や激しく咳き込む場合等、体調不良とお見受けする株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・また、ご滞在時間を短縮いただくため株主総会では事業報告等を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいります。
- ・運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会終了後に開催しておりました「事業説明会」は、感染予防の観点から中止とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。なお、弊社ホームページにおいて2022年9月期通期決算説明動画をオンデマンド配信しております。弊社の事業のご説明もさせていただいておりますので、是非ご視聴いただきますようお願いいたします。

(URL : <https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/index.html>)

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時**

**2022年12月14日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限**

**2022年12月13日（火曜日）午後7時到着分まで**

## インターネットで議決権を行使される場合



①QRコードを読み取る方法「スマート行使」又は②パソコン、スマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次ページ以下をご参照ください。

**行使期限**

**2022年12月13日（火曜日）午後7時入力完了分まで**

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。



## インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

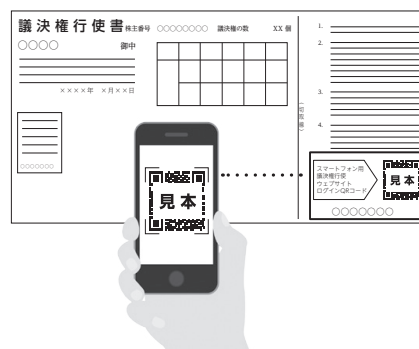
2022年12月13日（火曜日）  
午後7時入力完了分まで

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

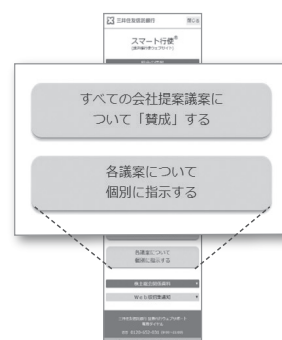


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

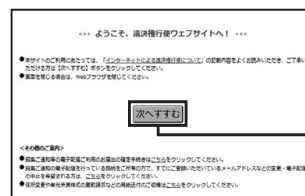
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

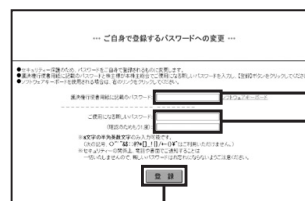
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）



(提供書面)

## 事業報告

(2021年10月1日から)  
(2022年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化に向けた動きが見られました。その一方で、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクの懸念、急激な円安の進行、資源価格や原材料価格の高騰など、わが国経済を取り巻く状況は非常に厳しく、先行き不透明な状況は依然として継続しております。

当社グループが事業展開を行う2021年の国内インターネット広告市場は、社会のデジタル化加速が追い風となり、前年比21.4%増の2兆7,052億円（注1）と推計され、継続的に高い成長率を維持しております。また、2022年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比23.0%増の9,317億円（注2）と推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、従来の「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」に加え、前連結会計年度より新たに「D2C（Direct to Consumer）事業」、「HR（ヒューマンリソース）事業」を展開してまいりました。また、当連結会計年度より「SMM事業」及び「D2C事業」における事業基盤の強化を目的としてスタイル・アーキテクト株式会社を子会社化しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,268百万円、営業利益143百万円、経常利益171百万円、親会社株主に帰属する当期純利益85百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は90,761千円増加し、売上原価は13,927千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ76,834千円増加しております。詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

##### (i) SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行う

マーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーサービス」、「SNSアカウント運用」、「Owgi（オウギ）」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーサービス」では、「NINARY」及び「Ripre」を中心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「Owgi（オウギ）」では、SNS運用効果の可視化が可能な運用管理ツール「Owgi（オウギ）」の提供を行っております。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当連結会計年度においては、自社サービスに注力した結果、インフルエンサーサービス及びSNSアカウント運用は売上KPIを達成し、既存のSMM事業の売上は増収となりました。

以上の結果、SMM事業の売上高は4,169百万円、営業利益は972百万円となりました。

#### (ii) D2C事業

D2C事業では主に連結子会社であるスタイル・アーキテクト株式会社において、お取り寄せグルメECサイトの運営や、クライアントのECサイト運営の受託を行っております。

当連結会計年度においては、売上高は43百万円、営業損失は72百万円となりました。

#### (iii) その他

上記事業のほかHR事業を行っており、その他セグメントとしております。

当連結会計年度においては、売上高は55百万円、営業利益は0百万円となりました。

(注1) 出典：株式会社電通「2021年 日本の広告費」

(注2) 出典：サイバー・バズ／デジタルインファクト調べ「2022年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は120百万円であり、その主なものはスタイル・アーキテクト株式会社の株式を取得し連結子会社としたことにより、のれんを79百万円計上したことによるものであります。なお、当連結会計年度末日ののれん残高は、63百万円となります。



③ 資金調達の状況

第1回新株予約権の行使により13百万円、第2回新株予約権の行使により1百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2021年11月12日を効力発生日として、スタイル・アーキテクト株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社化いたしました。

また、2022年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ソーシャル・コマースと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたソーシャルメディアマーケティング事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 第14期<br>(2019年9月期) | 第15期<br>(2020年9月期) | 第16期<br>(2021年9月期) | 第17期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年9月期) |
|-----------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)                                             | 2,944,798          | 2,996,588          | 3,172,330          | 4,268,412                       |
| 経常利益(千円)                                            | 411,459            | 204,472            | 4,836              | 171,635                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益または(千円)<br>当期純損失(△)                  | 276,917            | 168,307            | △73,887            | 85,716                          |
| 親会社株主に帰属する<br>1株当たり当期純利益<br>または1株当たり<br>当期純損失(△)(円) | 90.39              | 45.72              | △19.54             | 22.16                           |
| 総資産(千円)                                             | 2,212,383          | 2,375,810          | 2,219,136          | 2,617,776                       |
| 純資産(千円)                                             | 1,738,460          | 1,996,805          | 1,822,953          | 1,993,279                       |
| 1株当たり純資産(円)                                         | 508.10             | 527.84             | 473.87             | 491.86                          |

- (注) 1. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第16期は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                     | 第 14 期<br>(2019年9月期) | 第 15 期<br>(2020年9月期) | 第 16 期<br>(2021年9月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(2022年9月期) |
|-----------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                               | 2,472,766            | 2,823,150            | 3,155,032            | 4,093,241                       |
| 経 常 利 益(千円)                             | 246,202              | 183,212              | 30,470               | 186,071                         |
| 当期純利益または<br>当期純損失 (△) (千円)              | 166,112              | 360,114              | △46,765              | 32,197                          |
| 1株当たり当期純利益<br>または1株当たり (円)<br>当期純損失 (△) | 54.22                | 97.82                | △12.37               | 8.32                            |
| 総 資 産(千円)                               | 1,939,784            | 2,375,810            | 2,235,780            | 2,568,563                       |
| 純 資 産(千円)                               | 1,546,653            | 1,996,805            | 1,850,074            | 1,966,881                       |
| 1株当たり純資産 (円)                            | 452.04               | 527.84               | 481.04               | 485.10                          |

- (注) 1. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第16期は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
4. 第17期は、関係会社貸倒引当金繰入、関係会社株式評価損を特別損失に計上しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金   | 当社の議決権<br>比率 | 主要な事業内容                           |
|---------------------|-------|--------------|-----------------------------------|
| 株式会社ソーシャル<br>ベース    | 20百万円 | 100%         | ソーシャルメディア<br>マーケティング事業            |
| 株式会社BuzzJob         | 20百万円 | 100%         | ヒューマンリソース<br>事業                   |
| スタイル・アーキテ<br>クト株式会社 | 3百万円  | 100%         | ソーシャルメディア<br>マーケティング事業<br>及びD2C事業 |

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. 2021年11月12日にスタイル・アーキテクト株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 株式会社ソーシャル・コマースにつきましては、2022年6月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外しました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、主にソーシャルメディアマーケティング事業における売上の拡大、収益性の向上、並びに内部管理体制の強化を重点課題として取り組んでおります。

#### ① 自社サービスの強化

当社では、ソーシャルメディアマーケティング事業において、これまで「NINARY」「Ripre」「SNSアカウント運用」「Owgi（オウギ）」といった自社サービスの提供に注力してきました。

自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を強化することで、当社でしか提供できない価値をクライアント企業へ提供し、当社の競争力を高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの販売と比較し、利益率の高い商品であるため、事業上及び財務上の改善に繋がります。ソーシャルメディアマーケティングの特色としては、その技術進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービス形態が日々開発されていることが挙げられますが、当社では、クライアントのニーズを満たすインフルエンサーの発掘・拡充・育成、サービスにおける機能充実、利便性の向上を図ることで、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」という当社のビジョンの実現に取り組

んでまいります。また、自社サービスの強化策の一環として、クライアントへ直接販売する販売ルートの強化を図るとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、様々な業界に属するクライアントと幅広く取引できるよう拡大を図ってまいります。

## ② 新サービスの拡充

当社の継続的な成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新事業やサービスを展開していくことが必要と考えます。

前年度にリリースした当社のSNSアカウント運用代行サービスで蓄積したナレッジを応用し、効果測定や画像収集、クリエイティブ制作、キャンペーン応募管理等全ての作業が可視化されワンストップで可能となるSaaS型サービスの「Owgi」は、利用企業の更なる獲得とサービス品質向上のため、引き続き新機能の開発に取り組んでまいります。

D2C事業については、100%子会社であるスタイル・アーキテクト株式会社においてお取り寄せグルメECサイトの運営等を行っております。

HR事業については、100%子会社である株式会社BuzzJobにおいて、人材紹介事業を行っております。ソーシャルメディアマーケティングの知見を活かし、企業規模を問わず、求人企業の求めるマーケティング人材を中心に国内の人材ニーズにお応えしております。

## ③ 新サービス等の開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、またソーシャルメディアマーケティングにおいて、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社では、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となることから、エンジニアの採用強化に努めてまいりました。今後も継続して取り組むべき重要な課題であると認識しておりますので、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

## ④ 当社及びサービスブランドの知名度向上

当社が今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化してまいります。

⑤ 組織体制の整備

当社は、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るとともに、社内研修制度、ノウハウの共有の仕組みの確立を行ってまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社は、インフルエンサー等の個人情報も多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱いの専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定したうえで、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社といたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑧ 広告審査体制の整備

当社のソーシャルメディアマーケティング事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものですが、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社では顧問弁護士への確認等により厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。広告審査体制としては、社内に専門の部署を設け、審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等へ相談する体制を



整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。また、デジタル広告市場の健全な発展を目指す一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）の品質認証を取得しております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

#### ⑨ 法規制等の変動に対応する社内体制

当社の事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、ソーシャルメディアマーケティング事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これら対応を継続的に行ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

| 事業区分               | 事業内容                     |
|--------------------|--------------------------|
| ソーシャルメディアマーケティング事業 | ソーシャルメディアを中心とした広告マーケティング |
| D 2 C 事業           | 商品の企画・開発、ECサイト・ECメディアの運営 |
| その他の事業             | ヒューマンリソース事業              |

#### (6) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 当 社             | 東京都渋谷区桜丘町20-1    |
| 株式会社ソーシャルベース    | 宮城県宮崎市橘通東4-1-2   |
| 株式会社 Buzz Job   | 東京都渋谷区桜丘町20-1    |
| スタイル・アーキテクト株式会社 | 埼玉県草加市氷川町2133-15 |



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 12,000,000株

② 発行済株式の総数 3,917,100株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は74,000株増加しております。

③ 株主数 1,916名

④ 大株主

| 株主名                                   | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------------------|------------|--------|
| 高村 彰 典                                | 1,103,100株 | 28.26% |
| 株式会社デジタルガレージ                          | 770,000    | 19.73  |
| 株式会社サイバーエージェント                        | 600,000    | 15.37  |
| 株式会社マイナビ                              | 175,000    | 4.48   |
| ユナイテッド株式会社                            | 135,000    | 3.46   |
| THE BANK OF NEW YORK<br>MELLON 140040 | 82,900     | 2.12   |
| 株式会社SBI証券                             | 59,511     | 1.52   |
| 林 雅 之                                 | 55,300     | 1.42   |
| 近 田 哲 昌                               | 52,000     | 1.33   |
| 綱 島 直 輝                               | 45,000     | 1.15   |

（注） 1. 当社は、2022年9月30日現在、自己株式を13,459株保有しております。

2. 持株比率は自己株式（13,459株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回新株予約権                                      | 第 3 回新株予約権                                   |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2014年 3 月 3 日                                   | 2018年 5 月 31 日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 2,050個                                          | 458個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 102,500株<br>(新株予約権 1 個につき50株)              | 普通株式 22,900株<br>(新株予約権 1 個につき50株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>10,000円<br>(1 株当たり 200円)        | 新株予約権 1 個当たり<br>41,000円<br>(1 株当たり 820円)     |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2016年 3 月 4 日から<br>2024年 3 月 3 日まで              | 2020年 6 月 1 日から<br>2028年 5 月 24日まで           |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                           | (注) 1                                        |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 2,050個<br>目的となる株式数 102,500株<br>保有者数 1 名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            | 新株予約権の数 358個<br>目的となる株式数 17,900株<br>保有者数 2 名 |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1 名  |

|                        |                   | 第4回新株予約権                                    | 第5回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2020年9月16日                                  | 2021年5月12日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 214個                                        | 195個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 21,400株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 19,500株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>365,000円<br>(1株当たり 3,650円)    | 新株予約権1個当たり<br>227,500円<br>(1株当たり 2,275円)    |
| 権利行使期間                 |                   | 2023年10月15日から<br>2030年9月15日まで               | 2024年6月17日から<br>2031年5月11日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                       | (注) 1                                       |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 2名   | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 2名   |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 34個<br>目的となる株式数 3,400株<br>保有者数 3名   | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 3名   |

|                        |                     | 第 6 回新株予約権                                  | 第 7 回新株予約権                                   |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年12月15日                                 | 2022年 2 月 9 日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 50個                                         | 245個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)           | 普通株式 24,500株<br>(新株予約権 1 個につき100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>106,900円<br>(1 株当たり 1,069円) | 新株予約権 1 個当たり<br>110,100円<br>(1 株当たり 1,101円)  |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2025年1月13日から<br>2031年12月10日まで               | 2025年3月17日から<br>2032年2月11日まで                 |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                       | (注) 1                                        |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1 名  | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 3 名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 2 名   |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 3 名   |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
  - ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
2. 当社は、2019年 2 月23日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       | 第 6 回新株予約権                                  | 第 7 回新株予約権                                     |
|------------------------|-------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 2021年12月15日                                 | 2022年2月9日                                      |
| 新株予約権の数                |       | 30個                                         | 245個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権1個につき100株)             | 普通株式 24,500株<br>(新株予約権1個につき100株)               |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり<br>106,900円<br>(1株当たり 1,069円)    | 新株予約権1個当たり<br>110,100円<br>(1株当たり 1,101円)       |
| 権利行使期間                 |       | 2025年1月13日から<br>2031年12月10日まで               | 2025年3月17日から<br>2032年2月11日まで                   |
| 行使の条件                  |       | (注)                                         | (注)                                            |
| 使用人等<br>への交付<br>状況     | 当社従業員 | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>交付対象者数 1名 | 新株予約権の数 245個<br>目的となる株式数 24,500株<br>交付対象者数 16名 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
- ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- ④2022年9月30日現在において交付時より新株予約権の数が10個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
  - ・退職による減少分10個

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名                      | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                     |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 高 村 彰 典                  | 当社社長<br>スタイル・アーキテクト(株)取締役                                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 三 木 佑 太                  | SMM事業部管掌<br>スタイル・アーキテクト(株)取締役                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 膽 畑 匡 志                  | コーポレート部門管掌<br>スタイル・アーキテクト(株)取締役                                                                                                                             |
| 取 締 役     | 松 本 浩 介                  | KLab(株)社外取締役（監査等委員）<br>(株)スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）<br>(株)キッズライン社外取締役<br>ピクスタ(株)社外取締役（監査等委員）<br>(株)ジグザグ社外取締役                                                      |
| 取 締 役     | 蓮 見 麻 衣 子                | (有)エバーリッチアセットマネジメント ファンド<br>マネージャー<br>ニューラルポケット(株)社外取締役<br>Zホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）                                                                         |
| 取 締 役     | 田 中 将 志                  | (株)DGフィナンシャルテクノロジー取締役<br>ナビプラス(株)取締役<br>(株)電通サイエンスジャム取締役<br>(株)デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員<br>CISOマーケティングテクノロジー・セグメント<br>管掌グループ 情報セキュリティ担当<br>(株)DGコミュニケーションズ代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 礒 村 奈 穂<br>(戸 籍 名：田嶋 奈穂) | 公認会計士                                                                                                                                                       |
| 監 査 役     | 都 賢 治                    | 税理士法人アルタス所長<br>(株)アルタス代表取締役<br>(株)アイスタイル社外監査役<br>トレンダーズ(株)社外監査役<br>(株)アシロ社外監査役<br>(株)グロービス監査役                                                               |
| 監 査 役     | 吉 羽 真 一 郎                | 潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士<br>ウォンテッドリー(株)社外取締役（監査等委員）<br>(株)スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）<br>フリュー(株)社外監査役<br>(株)ハマイ社外取締役（監査等委員）                                               |

- (注) 1. 取締役松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び田中将志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役礒村奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する



る相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、取締役松本浩介氏及び蓮見麻衣子氏、監査役磯村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
7. 2021年12月15日をもって、踊契三氏は社外取締役を退任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                      |
|---------|---------|--------------------------|
| 執 行 役 員 | 辻 孝 明   | 人事推進本部担当執行役員             |
| 執 行 役 員 | 荘 司 里 樹 | 株式会社ソーシャルベース担当執行役員       |
| 執 行 役 員 | 佐 藤 亮 平 | SNSアカウントコンサルティング本部担当執行役員 |
| 執 行 役 員 | 岡 部 晃 彦 | ダイレクト本部担当執行役員            |

② 当事業年度の末日後、2022年11月29日現在における執行役員の状況

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                      |
|---------|---------|--------------------------|
| 執 行 役 員 | 佐 藤 亮 平 | SNSアカウントコンサルティング本部担当執行役員 |
| 執 行 役 員 | 岡 部 晃 彦 | ダイレクト本部担当執行役員            |
| 執 行 役 員 | 佐 々 木 空 | システム開発本部                 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者

が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                  | 員 数        | 報 酬 等 の<br>総 額      | 報酬等の種類別の総額          |                     |
|----------------------|------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|                      |            |                     | 基 本<br>報 酬          | 非 金 銭<br>報 酬 等      |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役)   | 5 名<br>(2) | 91,832千円<br>(8,492) | 75,000千円<br>(7,200) | 16,832千円<br>(1,292) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役)   | 3<br>(3)   | 18,415<br>(18,415)  | 16,800<br>(16,800)  | 1,615<br>(1,615)    |
| 合 計<br>(うち社外<br>員 役) | 8<br>(5)   | 110,247<br>(26,907) | 91,800<br>(24,000)  | 18,447<br>(2,907)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役2名）を除いております。なお、無報酬の取締役のうち1名は、2021年12月15日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役にになります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況(2)新株予約権の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。また別枠で、2020年12月16日開催の第15回定時株主総会において、年額90,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2017年12月14日開催の第12回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。また別枠で、2020年12月16日開催の第15回定時株主総会において、年額10,000千円以内の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長高村彰典に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役

の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社、株式会社スタジオアタオ及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン及び株式会社ジグザグの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役蓮見麻衣子氏は、有限会社エバーリッチアセットマネジメントのファンドマネージャー、ニューラルポケット株式会社の社外取締役、Zホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役の田中将志氏は、株式会社DGフィナンシャルテクノロジー、ナビプラス株式会社及び株式会社電通サイエンスジャムの取締役、株式会社デジタルガレージの取締役 兼 上席執行役員CISOマーケティングテクノロジー・セグメント管掌グループ 情報セキュリティ担当、株式会社DGコミュニケーションズの代表取締役であります。株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当し、当社との間で営業取引を行っております。株式会社DGフィナンシャルテクノロジーは、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外監査役都賢治氏は、税理士法人アルタスの所長、株式会社アルタスの代表取締役、株式会社アイスタイル、トレンダーズ株式会社及び株式会社アシロの社外監査役、株式会社グロービスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外監査役吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、ウォンテッドリー株式会社、株式会社スタジオアタオ及び株式会社ハマイの社外取締役（監査等委員）、フリー株式会社（株）の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                       |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 松本 浩介  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言などを行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。    |
| 社外取締役 蓮見 麻衣子 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経済情勢等を踏まえた助言などを行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 |
| 社外取締役 田中 将志  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営及び当社事業に関する豊富な経験と見識に基づき、経営全般に対する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。          |
| 社外監査役 礒村 奈穂  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。       |
| 社外監査役 都 賢治   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                   |
| 社外監査役 吉羽 真一郎 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                   |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 31,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。



## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産     | 2,212,781 | 流 動 負 債       | 624,497   |
| 現金及び預金      | 1,453,932 | 買 掛 金         | 369,352   |
| 受取手形及び売掛金   | 697,191   | 契 約 負 債       | 2,831     |
| 商 品 及 び 製 品 | 844       | 未 払 金         | 82,080    |
| 貯 蔵 品       | 1,036     | 未 払 法 人 税 等   | 55,237    |
| そ の 他       | 59,775    | ポ イ ン ト 引 当 金 | 15,220    |
| 固 定 資 産     | 404,995   | そ の 他         | 99,775    |
| 有 形 固 定 資 産 | 94,903    | 負 債 合 計       | 624,497   |
| 建物附属設備      | 53,874    | (純資産の部)       |           |
| 車 両 運 搬 具   | 0         | 株 主 資 本       | 1,918,718 |
| 工具、器具及び備品   | 41,028    | 資 本 金         | 470,746   |
| 無 形 固 定 資 産 | 63,697    | 資 本 剰 余 金     | 470,746   |
| の れ ん       | 63,530    | 利 益 剰 余 金     | 1,009,874 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 166       | 自 己 株 式       | △32,647   |
| 投資その他の資産    | 246,395   | その他の包括利益累計額   | 1,316     |
| 投資有価証券      | 70,884    | その他有価証券評価差額金  | 1,316     |
| 繰延税金資産      | 39,959    | 新 株 予 約 権     | 73,244    |
| 敷金及び保証金     | 114,187   | 純 資 産 合 計     | 1,993,279 |
| そ の 他       | 21,364    |               |           |
| 資 産 合 計     | 2,617,776 | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,617,776 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年10月 1 日から )  
( 2022年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,268,412 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,158,182 |
| 売 上 総 利 益               |        | 2,110,230 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,966,425 |
| 営 業 利 益                 |        | 143,804   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| ポ イ ン ト 収 入 額           | 2,176  |           |
| 助 成 金 収 入               | 23,388 |           |
| 雑 収 入                   | 3,497  | 29,062    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損       | 858    |           |
| 雑 損 失                   | 372    | 1,231     |
| 経 常 利 益                 |        | 171,635   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 5,714  | 5,714     |
| 税金等調整前当期純利益             |        | 177,349   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 61,684 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 29,948 | 91,633    |
| 当 期 純 利 益               |        | 85,716    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |        | 85,716    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,124,660</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>601,681</b>   |
| 現金及び預金             | 1,346,510        | 買 掛 金                  | 375,788          |
| 受 取 手 形            | 40,768           | 未 払 金                  | 78,384           |
| 売 掛 金              | 640,932          | 未 払 費 用                | 38,029           |
| 貯 蔵 品              | 1,036            | 未 払 法 人 税 等            | 47,478           |
| 前 渡 金              | 1,975            | 契 約 負 債                | 2,798            |
| 前 払 費 用            | 51,724           | 預 り 金                  | 3,685            |
| 関係会社短期貸付金          | 30,000           | ポイント引当金                | 15,220           |
| そ の 他              | 11,713           | そ の 他                  | 40,297           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>443,902</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>601,681</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>74,860</b>    | <b>(純資産の部)</b>         |                  |
| 建物附属設備             | 39,463           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,892,320</b> |
| 工具、器具及び備品          | 35,396           | <b>資 本 金</b>           | <b>470,746</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>166</b>       | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>470,746</b>   |
| ソフトウェア             | 166              | 資 本 準 備 金              | 470,746          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>368,875</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>983,476</b>   |
| 関係会社株式             | 143,439          | その他利益剰余金               | 983,476          |
| 投資有価証券             | 70,884           | 繰越利益剰余金                | 983,476          |
| 関係会社長期貸付金          | 10,000           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△32,647</b>   |
| 繰延税金資産             | 37,325           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>1,316</b>     |
| 敷金及び保証金            | 95,863           | その他有価証券評価差額金           | 1,316            |
| そ の 他              | 21,364           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>73,244</b>    |
| 関係会社貸倒引当金          | △10,000          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,966,881</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,568,563</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>2,568,563</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年10月 1 日から )  
( 2022年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,093,241 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,276,439 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,816,802 |
| 販売費及び一般管理費              |        | 1,636,901 |
| 営 業 利 益                 |        | 179,900   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| ポ イ ン ト 収 入 額           | 2,176  |           |
| 助 成 金 収 入               | 1,648  |           |
| 雑 収 入                   | 3,404  | 7,229     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損       | 858    |           |
| 雑 損 失                   | 199    | 1,058     |
| 経 常 利 益                 |        | 186,071   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 5,714  | 5,714     |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 10,000 |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 40,000 |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損       | 29,814 | 79,814    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 111,970   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 49,618 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 30,154 | 79,773    |
| 当 期 純 利 益               |        | 32,197    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月9日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 朽 木 利 宏

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中 山 太 一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月9日

株式会社サイバー・バス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 朽木 利宏

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中山 太一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバー・バスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動規範の遵守状況の監視、内部統制システムの構築・運用状況等に関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月9日

株式会社サイバー・バズ 監査役会

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 常勤社外監査役 | 礒村 | 奈穂  |
| 社外監査役   | 都  | 賢治  |
| 社外監査役   | 吉羽 | 真一郎 |

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除に伴い、附則を設けるものであります。
- なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                          | 変更案                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)               |
| (機関構成)                        | (機関)                          |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 取締役会<br>2. 監査役<br><u>3. 監査役会</u><br><u>4. 会計監査人</u>                                                                                                                | 1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>(削 除)<br><u>3. 会計監査人</u>                                                                                                                                  |
| 第5条～第12条 (条文省略)                                                                                                                                                       | 第5条～第12条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         |
| (定時株主総会の基準日)                                                                                                                                                          | (定時株主総会の基準日)                                                                                                                                                                             |
| 第13条 当社は、毎年9月30日の最<br>終の株主名簿に記載または記<br>録された株主をもって、その<br>事業年度に関する定時株主総<br>会において権利を行使するこ<br>とのできる株主とする。                                                                 | 第13条 当社の定時株主総会の議決<br>権の基準日は、毎年9月30日<br>とする。                                                                                                                                              |
| 第14条～第17条 (条文省略)                                                                                                                                                      | 第14条～第17条 (現行どおり)                                                                                                                                                                        |
| (株主総会参考書類等のインターネッ<br>ト開示とみなし提供)                                                                                                                                       | (電子提供措置等)                                                                                                                                                                                |
| 第18条 当社は、株主総会の招集<br>に際し、株主総会参考書類、<br>事業報告、計算書類及び連結<br>計算書類に記載または表示す<br>べき事項に係る情報を、法務<br>省令に定めるところに従い、<br>インターネットを利用する方<br>法で開示することにより、株<br>主に対して提供したものとみ<br>なすことができる。 | 第18条 当社は、株主総会の招集に<br>際し、株主総会参考書類等の内<br>容である情報について、電子提<br>供措置をとるものとする。<br>2. 当社は、電子提供措置をと<br>る事項のうち法務省令で定める<br>ものの全部または一部につい<br>て、議決権の基準日までに書面<br>交付請求した株主に対して交付<br>する書面に記載しないことがで<br>きる。 |

| 現行定款                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>                                                                    | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>14</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                          |
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3.</u> (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>                                      | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>      |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> | <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によ<u>り</u>、代表取締役を選定する。</p>                                                                   | <p>(代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によ<u>って</u>、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>                                                  |
| <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によ<u>り</u>、取締役会長1名、取締役社長1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p>                     | <p>(役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によ<u>って</u>、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名<u>並びに</u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                            | <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                                                                          |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                            |
| <p>第30条 (条文省略)</p>                                                                                                            | <p>第31条 (現行どおり)</p>                                                                                                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等<u>であるものを除く。</u>）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                      | <p>(削 除)</p>                                                                                                       |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                       |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                         | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>は、<u>その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                  |
| <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p>                                                      | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                     | 変更案                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の<u>通知</u>を<u>しない</u>で<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>                         | <p>2. <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、<u>前項</u>の招集の<u>手続き</u>を経ることなく<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>                                      |
| <p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p>                                                                                | <p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p>                                                                                                     |
| <p>第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>                                | <p>第<u>36</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決</u>に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p>         |
| <p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p>                                                                                 | <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p>                                                                                                      |
| <p>第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>が記名押印または電子署名する。</p> | <p>第<u>37</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及び<u>その結果</u>並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| <p>(<u>監査役会</u>規程)</p>                                                                                   | <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p>                                                                                                        |
| <p>第<u>40</u>条 当社の<u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>で定める「<u>監査役会</u>規程」による。</p>                  | <p>第<u>38</u>条 当社の<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>で定める「<u>監査等委員会</u>規程」による。</p>                                   |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                |
| <p><u>(監査役の責任免除等)</u></p> <p>第42条 当会社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の監査役の責任について、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                |
| <p>第43条～第45条 （条文省略）</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第46条 当会社の期末配当基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>第47条～第48条 （条文省略）</p>                                                                                                                                           | <p>第39条～第41条 （現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>第43条～第44条 （現行どおり）</p> |

| 現行定款  | 変更案                        |
|-------|----------------------------|
| (新 設) | <u>附則</u>                  |
| (新 設) | <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  |
|       | <u>第1条 当社は、第17回定時株主総会</u>  |
|       | <u>終結前の行為に関する会社法第</u>      |
|       | <u>423条第1項の監査役（監査役</u>     |
|       | <u>であった者を含む。）の責任に</u>      |
|       | <u>ついて、善意で重大な過失がな</u>      |
|       | <u>い場合は、取締役会の決議によ</u>      |
|       | <u>って、法令の定める範囲内で免</u>      |
|       | <u>除することができる。</u>          |
| (新 設) | <u>2. 第17回定時株主総会終結前の</u>   |
|       | <u>監査役（監査役であった者を含</u>      |
|       | <u>む。）の行為に関する会社法第</u>      |
|       | <u>423条第1項の賠償責任を限定</u>     |
|       | <u>する契約については、なお同定</u>      |
|       | <u>時株主総会の決議による変更前</u>      |
|       | <u>の本定款第42条第2項の定める</u>     |
|       | <u>ところによる。</u>             |
| (新 設) | <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u>   |
|       | <u>第2条 2022年9月1日から6月か月</u> |
|       | <u>以内の日を株主総会の日とする</u>      |
|       | <u>株主総会については、第17回</u>      |
|       | <u>定時株主総決議による変更前定</u>      |
|       | <u>款第18条（株主総会参考書類</u>      |
|       | <u>等のインターネット開示とみな</u>      |
|       | <u>し提供）はなお効力を有する。</u>      |
| (新 設) | <u>2. 本条は、前項の株主総会の日</u>    |
|       | <u>から3か月を経過した日後にこ</u>      |
|       | <u>れを削除する。</u>             |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、また、取締役全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | たか むら あき のり<br>高 村 彰 典<br>(1974年4月5日)<br>所有する当社株式の数<br>1,103,100株 | 1997年4月 興和株式会社入社<br>1999年1月 株式会社サイバーエージェント入社<br>2005年8月 同社執行役員就任<br>2006年4月 当社取締役就任<br>2010年10月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>2021年11月 スタイル・アーキテクト株式会社取締役就任（現任） |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                               | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2          | <p>み き ゆう た<br/>三 木 佑 太<br/>(1987年9月25日)</p> <p>所有する当社株式の数<br/>6,000株</p>   | <p>2010年4月 株式会社サイバーエージェント入社<br/>当社出向</p> <p>2013年3月 当社マネージャー</p> <p>2014年1月 当社プランニング局長</p> <p>2014年4月 当社営業局長</p> <p>2016年4月 当社執行役員就任</p> <p>2019年12月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>2022年2月 スタイル・アーキテクト株式会社取締<br/>役就任 (現任)</p>                                                                                     |
| 3          | <p>い はた まさ し<br/>膳 畑 匡 志<br/>(1977年7月18日)</p> <p>所有する当社株式の数<br/>14,200株</p> | <p>2001年4月 株式会社サイバーエージェント入社</p> <p>2006年4月 株式会社シーエー・エイチ代表取締役<br/>就任 (出向)</p> <p>2012年7月 株式会社サイバーエージェント 人事<br/>本部人材開発本部長</p> <p>2014年9月 株式会社サイバーエージェント 社長<br/>室長</p> <p>2018年4月 株式会社シーエー・モバイル (現・株<br/>式会社CAM) 取締役就任 (出向)</p> <p>2021年12月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>2022年1月 スタイル・アーキテクト株式会社取締<br/>役就任 (現任)</p> |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                              | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4          | まつ もと こう すけ<br>松 本 浩 介<br>(1967年6月2日)<br>所有する当社株式の数<br>14,600株                                                                                             | 1987年1月 株式会社リョーマ入社<br>1998年6月 時刻表情報サービス株式会社（現・株式会社ＪＲ東日本アイステ이션ズ）取締役就任<br>1999年6月 同社代表取締役就任<br>2004年7月 株式会社ザッパラス取締役就任<br>2011年6月 株式会社enish取締役就任<br>2016年3月 KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役就任<br>2016年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2018年6月 当社社外取締役就任（現任）<br>2018年6月 株式会社キッズライン社外取締役就任（現任）<br>2018年9月 サイマックス株式会社取締役就任<br>2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2020年12月 株式会社ジグザグ社外取締役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>KLab株式会社社外取締役（監査等委員）<br>株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）<br>株式会社キッズライン社外取締役<br>ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）<br>株式会社ジグザグ社外取締役 |
|            | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>松本浩介氏は、長年企業経営者を歴任し培われてきた経営者としての豊富な経験と知識を有しております。<br>これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5         | <p data-bbox="295 622 529 683">はす み ま い こ<br/>蓮 見 麻 衣 子</p> <p data-bbox="295 705 529 750">(1974年9月9日)</p> <p data-bbox="268 784 557 824">所有する当社株式の数</p> <p data-bbox="355 862 469 902">5,000株</p> | <p data-bbox="579 342 1294 383">1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社</p> <p data-bbox="579 405 1294 445">2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社</p> <p data-bbox="579 468 1406 562">2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネジ<br/>メント入社 (現任)</p> <p data-bbox="579 584 1238 624">2018年6月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p data-bbox="579 647 1406 741">2021年3月 ニューラルポケット株式会社社外取締<br/>役就任 (現任)</p> <p data-bbox="579 763 1406 857">2021年3月 Zホールディングス株式会社社外取締<br/>役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p data-bbox="603 880 895 920">(重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="579 943 1406 1037">有限会社エバーリッチアセットマネジメント ファン<br/>ドマネージャー</p> <p data-bbox="579 1059 1190 1099">ニューラルポケット株式会社社外取締役</p> <p data-bbox="579 1122 1406 1216">Zホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委<br/>員)</p> |
|           |                                                                                                                                                                                                    | <p data-bbox="284 1227 1166 1267">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="268 1279 1423 1417">蓮見麻衣子氏は、MBAを取得するなど、会社経営に関する豊富な知識を有<br/>しており、また、ファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金<br/>融アナリストとしての高い見識を有しております。</p> <p data-bbox="268 1429 1390 1500">これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に<br/>活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6         | <div> <div> <div>た</div> <div>なか</div> <div>まさ</div> <div>し</div> </div> <div>田 中 将 志</div> <div>(1975年10月27日)</div> <div>所有する当社株式の数</div> <div>—</div> </div> | <div>1998年 4月</div> <div>2001年 8月</div> <div>2006年 7月</div> <div>2012年 4月</div> <div>2012年 9月</div> <div>2016年 7月</div> <div>2017年 4月</div> <div>2017年 5月</div> <div>2017年 6月</div> <div>2021年 4月</div> | <div>日本情報通信株式会社入社</div> <div>株式会社デジタルガレージ入社</div> <div>株式会社ディー・ジー・アンド・アイ<br/>ベックス取締役就任</div> <div>ベリトランス株式会社（現 DGフィ<br/>ナンシャルテクノロジー）取締役就<br/>任</div> <div>株式会社デジタルガレージ取締役 コ<br/>ーポレートストラテジー本部長 兼<br/>ディー・ジー・アンド・アイベックス<br/>カンパニー EVP</div> <div>株式会社 デジタルガレージ取締役<br/>DG Lab管掌 兼 コーポレートストラ<br/>テジー本部長兼総務部長 兼 メディ<br/>アインキュベーション・セグメント<br/>管掌</div> <div>株式会社デジタルガレージ取締役 兼<br/>上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼<br/>インキュベーションテクノロジー・<br/>セグメント管掌 兼 コーポレートス<br/>トラテジー本部長</div> <div>株式会社DGインキュベーション(現<br/>株式会社DGベンチャーズ)取締役副<br/>社長COO</div> <div>株式会社DK Gate取締役</div> <div>株式会社DGベンチャーズ取締役</div> |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6         | <p data-bbox="316 904 544 965">た な か ま さ し<br/>田 中 将 志</p> <p data-bbox="300 987 560 1025">(1975年10月27日)</p> <p data-bbox="284 1066 576 1104">所有する当社株式の数</p> <p data-bbox="416 1149 443 1171">—</p> | <p data-bbox="608 338 1414 555">2021年4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼<br/>上席執行役員 グループデータ戦略及<br/>びオープンネットワークラボ担当兼<br/>グループCEO本部グループデータ戦<br/>略部共同部長</p> <p data-bbox="608 562 1369 600">2021年6月 ナビプラス株式会社取締役 (現任)</p> <p data-bbox="608 607 1414 689">2021年6月 株式会社DGフィナンシャルテクノ<br/>ロジー取締役 (現任)</p> <p data-bbox="608 696 1414 958">2021年6月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼<br/>上席執行役員 マーケティングテクノ<br/>ロジー・セグメント管掌、リカーテ<br/>ィング事業及びグループ情報セキュ<br/>リティ (CISO) 担当 兼 グループ<br/>CEO本部グループデータ戦略部長</p> <p data-bbox="608 965 1265 1003">2021年12月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p data-bbox="608 1010 1414 1093">2022年3月 株式会社電通サイエンスジャム取締<br/>役就任 (現任)</p> <p data-bbox="608 1099 1414 1317">2022年4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼<br/>上席執行役員CISO マーケティング<br/>テクノロジー・セグメント管掌 グ<br/>ループ情報セキュリティ担当 (現<br/>任)</p> <p data-bbox="608 1323 1414 1406">2022年6月 株式会社DGコミュニケーションズ<br/>代表取締役就任 (現任)</p> <p data-bbox="627 1413 927 1451">(重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="608 1458 1345 1496">株式会社DGフィナンシャルテクノロジー取締役</p> <p data-bbox="608 1503 1018 1541">ナビプラス株式会社取締役</p> <p data-bbox="608 1547 1185 1585">株式会社電通サイエンスジャム取締役</p> <p data-bbox="608 1592 1414 1675">株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員<br/>CISOマーケティングテクノロジー・セグメント管掌</p> <p data-bbox="608 1682 1082 1720">グループ情報セキュリティ担当</p> <p data-bbox="608 1727 1313 1765">株式会社DGコミュニケーションズ代表取締役</p> <p data-bbox="272 1787 1398 1980"> <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/> 田中将志氏は、マーケティング事業や経営管理に関する豊富な経験と当社<br/>事業分野への知見を有しております。<br/> これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に<br/>活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。 </p> |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び田中将志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は松本浩介氏、蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合、松本浩介氏、蓮見麻衣子氏については、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び田中将志氏との間で責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要としまして、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 松本浩介氏及び蓮見麻衣子氏は、現在、社外取締役であり、両氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、4年6か月であります。
5. 田中将志氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、1年であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                   | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | <div>いそむらなほ</div> <div>磯村奈穂</div> <div>(1986年1月8日)</div> <div>所有する当社株式の数</div> <div>5,000株</div>                                                                                                | <div>2008年12月 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所</div> <div>2012年12月 公認会計士登録</div> <div>2017年12月 当社常勤社外監査役就任（現任）</div> |
|           | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>磯村奈穂氏は、公認会計士としての専門的な経験と知識に加えて、長年当社の監査役として監査・監督に携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                              |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2         | <p style="text-align: center;">みやこ けん じ<br/>都 賢 治</p> <p>(1959年11月14日)</p> <p>所有する当社株式の数<br/>—</p> | <p>1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所<br/>入所</p> <p>1989年3月 都会計事務所（現：税理士法人アルタス）設立、所長就任（現任）</p> <p>1990年8月 株式会社アルタス設立、代表取締役就任（現任）</p> <p>1992年9月 株式会社グロービス取締役就任</p> <p>2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任</p> <p>2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任（現任）</p> <p>2011年3月 トレンダーズ株式会社社外監査役就任（現任）</p> <p>2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任</p> <p>2013年6月 株式会社グロービス監査役就任（現任）</p> <p>2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任</p> <p>2017年6月 株式会社アシロ社外監査役就任（現任）</p> <p>2018年6月 当社社外監査役就任（現任）<br/>（重要な兼職の状況）</p> <p>税理士法人アルタス所長<br/>株式会社アルタス代表取締役<br/>株式会社アイスタイル社外監査役<br/>トレンダーズ株式会社社外監査役<br/>株式会社アシロ社外監査役<br/>株式会社グロービス監査役</p> |
|           |                                                                                                    | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>都賢治氏は、税理士としての専門的な経験と知識に加えて、会社経営に長年携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3         | <p>よし ば しんいちろう<br/>吉 羽 真一郎<br/>(1973年11月4日)</p> <p>所有する当社株式の数<br/>—</p>                                                                                                                            | <p>2000年10月 弁護士登録</p> <p>2009年1月 森・濱田松本法律事務所入所</p> <p>2009年4月 青山学院大学法科大学院特任教授<br/>就任</p> <p>2011年10月 株式会社enish社外監査役就任</p> <p>2015年1月 潮見坂綜合法律事務所パートナー<br/>就任 (現任)</p> <p>2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取<br/>締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締<br/>役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2018年6月 当社社外監査役就任 (現任)</p> <p>2019年3月 株式会社ハマイ社外監査役就任</p> <p>2019年6月 フリユー株式会社社外監査役就任<br/>(現任)</p> <p>2021年3月 株式会社ハマイ社外取締役 (監査<br/>等委員) 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士</p> <p>ウォンテッドリー株式会社社外取締役 (監査等委<br/>員)</p> <p>株式会社スタジオアタオ社外取締役 (監査等委<br/>員)</p> <p>フリユー株式会社社外監査役</p> <p>株式会社ハマイ社外取締役 (監査等委員)</p> |
|           | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>吉羽真一郎氏は、弁護士としての専門的な経験と知見に加えて、社外監査役・監査等委員として長年監査・監督に携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏との間で責任限定契約を締結しております。3氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容の概要としまして、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 礒村奈穂氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、5年であります。
5. 都賢治氏及び吉羽真一郎氏は、現在、当社の社外監査役であり、両氏が当社の社外監査役に在任期間は、本総会の終結の時をもって、4年6か月であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。また、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2006年4月3日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員であ

る取締役を除く。)の報酬等について、各役員の担当業務及びその内容に応じた基本報酬と、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えることを目的とする非金銭報酬等としてストック・オプションを支給することを基本方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額2億円以内とする旨ご承認をいただいております。また、2020年12月16日開催の第15回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権を付与するための報酬額を年額9千万円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）とすることにつき、ご承認をいただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記のストック・オプション付与のための報酬枠を廃止し、改めて、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、ストック・オプションを付与するための報酬等の額を年額1億円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な配分については、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の当該ストック・オプション報酬額には、使用人としての給与は含みません。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、各役員の担当業務及びその内容に応じた基本報酬と、上記のインセンティブを与えることを目的とする非金銭報酬等としてストック・オプションを支給することを基本方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいてストック・オプションを支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は、以下のとおりであります。

### (1) 発行する新株予約権の総数

450個（うち社外取締役分は50個）を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

## (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数を切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記の他、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の3年後の応当日の翌日から、割当日の10年後の応当日の翌日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を相続し行使することができる。

③上記のほか、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由

①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該新株予約権者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

③新株予約権の割当てを受けた者が、「新株予約権の行使の条件」を満たさない場合には、当該新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

以 上

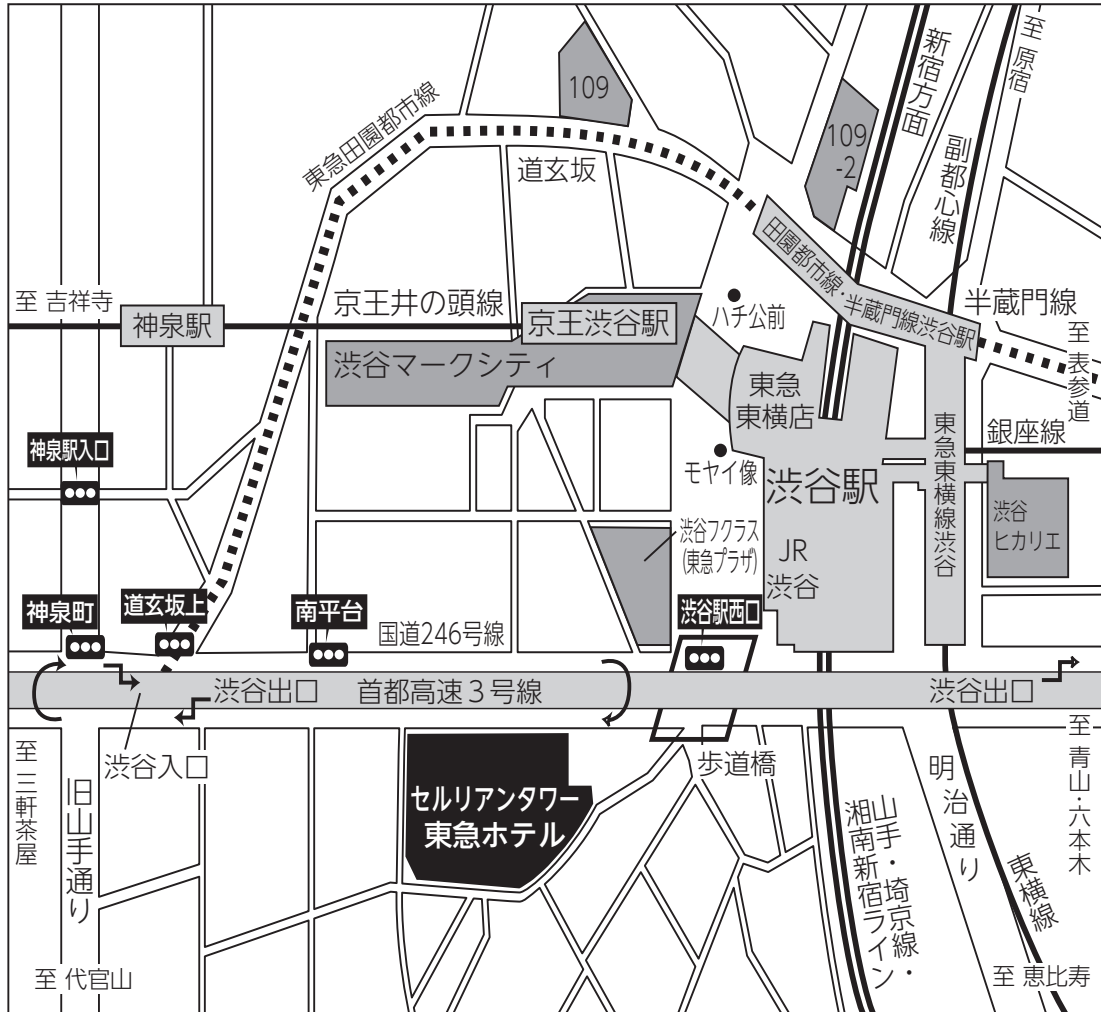
## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階

ボールルーム

TEL 03-3476-3000 (ホテル代表番号)



交通 各渋谷駅より徒歩約5分

JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン

東急東横線、東急田園都市線

京王井の頭線

東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。